

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市東植田土地改良区が土地改良事業（団体営農業基盤整備促進事業（かんがい排水事業）惣天満地区）を行うことについて令和元年10月31日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和元年11月18日から同年12月9日まで縦覧に供する。

令和元年11月12日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 西 原 義 一